

静岡県有土地改良財産台帳等の事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第27号

静岡県有土地改良財産台帳等の事務取扱規則の一部を改正する規則

静岡県有土地改良財産台帳等の事務取扱規則（昭和32年静岡県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(台帳の備付け)</p> <p>第2条 県有土地改良財産の財産台帳（以下「<u>県有土地改良財産台帳</u>」という。）は、<u>交通基盤部農地局農地計画課に保管するものとする。</u></p> <p>2 <u>農林事務所の長は、その分掌する県有土地改良財産について当該県有土地改良財産台帳の副本を備えなければならない。</u></p> <p>3 <u>県有土地改良財産台帳に登載した県有土地改良財産について異動があったときは、速やかに、その異動状況を記録しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定により県有土地改良財産台帳を備えたときは、その写しを経営管理部財務局管財課長に送付しなければならない。前項の規定により異動状況を記録したときも、同様とする。</u></p> <p>(他の台帳の兼備)</p> <p>第3条 <u>県有土地改良財産台帳は静岡県財産規則に定められた貸付（使用許可）公有財産台帳を兼ねるものとする。</u></p> <p>(台帳の様式)</p> <p>第4条 <u>県有土地改良財産台帳は、様式第1号によらなければならない。</u></p> <p>(台帳の口座)</p> <p>第5条 県有土地改良財産台帳の口座は、県有</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(<u>県有土地改良財産台帳</u>)</p> <p>第2条 <u>農林事務所の長は、その分掌する県有土地改良財産の財産台帳（以下「<u>県有土地改良財産台帳</u>」という。）を様式第1号により作成し、これを保管するものとする。</u></p> <p>2 <u>県有土地改良財産台帳に記録された事項に異動があったときは、速やかに、その異動の状況を記録するものとする。第6条の土地登記調書についてもまた同様とする。</u></p> <p>(台帳の口座)</p> <p>第3条 県有土地改良財産台帳の口座は、県営</p>

土地改良事業ごと定めるものとする。

(財産区分)

第6条 (略)

(台帳の附属書類)

第7条 県有土地改良財産台帳には、当該台帳に登載された土地について財産区分ごとに様式第2号による土地登記調書を添付しなければならない。

第8条 県有土地改良財産台帳には、口座ごとに当該財産の見取平面図(5万分の1)を調製添付しなければならない。

(継続事業の台帳)

第9条 県営土地改良事業の継続事業については、年度ごとに取得した財産について県有土地改良財産台帳を作成しなければならない。
第7条及び前条の台帳附属書類についてもまた同様とする。

(台帳価格表示の一部省略)

第10条 県有土地改良財産台帳に登載すべき財産のうち、土地、建物、機械類を除く財産については、財産の価格の表示を省略することができる。

(補則)

第11条 (略)

土地改良事業ごと定めるものとする。

(財産の区分等)

第4条 (略)

(継続事業の台帳等)

第5条 県営土地改良事業の継続事業については、年度ごとに取得した県有土地改良財産について県有土地改良財産台帳を作成するものとする。
次条の土地登記調書についてもまた同様とする。

(土地登記調書)

第6条 県有土地改良財産台帳に登載された土地については、土地登記調書を様式第2号により作成し、県有土地改良財産台帳に添付するものとする。

(貸付公有財産台帳等に代わるもの)

第7条 静岡県財産規則第66条の貸付(使用許可・使用承認)公有財産台帳は、県有土地改良財産台帳をもってこれに代えるものとする。

(補則)

第8条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表中「別表」を「別表(第4条関係)」に、「分、水せき」を「分水せき」に、「土砂吐樋門」を「土砂吐」に、「魚通」を「魚道」に、「開渠」を「開渠」に、「集水渠、暗渠」を「集水渠、暗渠」に、「逆サイフォン」を「逆サイフォン」に、「橋りよう」を「橋りよう」に、「付帯構造物」を「附帯構造物」に、「水そう」を「水槽」に、「海岸暗渠」を「海岸暗渠」に、「しお除堤防」を「潮除堤防」に改める。

様式第1号中「第4条関係」を「第2条関係」に、「日本工業規格B4横型」を「日本工業規格A4横型」に、

「

区分 番号		区分内 番号		口座名 _____		索引 番号	
----------	--	-----------	--	-----------	--	----------	--

を

」
「

区分 番号		区分内 番号		口座名 _____		索引 番号	
----------	--	-----------	--	-----------	--	----------	--

に、

」
「

沿革	
----	--

を

」
「

沿革		担当者	
----	--	-----	--

に改

める。

様式第2号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「日本工業規格B4横型」を「日本工業規格A4横型」に、「土地登記調書」を「土地登記調書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の静岡県有土地改良財産台帳等の事務取扱規則の規定及び様式により作成されている県有土地改良財産台帳等は、改正後の静岡県有土地改良財産台帳等の事務取扱規則（以下「新規則」という。）の相当する規定及び様式により県有土地改良財産台帳等が作成されるまでの間は、新規則の相当する規定及び様式により作成された県有土地改良財産台帳等とみなす。